⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(i)、(ii)に掲げる工事の経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

(i)　アスファルト舗装工事については、10,000㎡以上の排水性舗装の施工経験。

(ii)　維持補修工事については、高速自動車国道、国都道府県道における舗装補修作業の施工経験。

ただし、(i)、(ii)は同一工事の施工経験でなくてもよい。

③　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、構成員のうち何れか１社の主任技術者又は監理技術者が上記①、②の要件を全て満たしていること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

⑼　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等（図面、仕様書、現場説明書、参考資料等（変更分含む））をダウンロードしない者又は発注者の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　当該工事の技術提案が適切で具体的に示されていること。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする（詳細は入札説明書参照。）。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

指定テーマ：新設舗装の品質・耐久性の確保及び維持管理において配慮すべき事項（課題、技術的所見、技術提案の全てにおいて記載すること）

⑵　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び施工方法等の提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑶「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

(ｲ)　技術提案における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）として、入札説明書に示す条件を満たしていること。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑶　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　技術資料の内容に応じ、下記(ｱ)の評価を行い施工体制評価点を与え、また(ｲ)の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は30点とする。

(ｱ)　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

(ｲ)　技術提案

指定テーマ：新設舗装の品質・耐久性の確保及び維持管理において配慮すべき事項（課題、技術的所見、技術提案の全てにおいて記載すること）

③　入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の申込みに係る上記①及び②により得られた標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　鈴木　達也　電話022―225―2171㈹　内線2526

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、公告の日から平成24年６月12日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（最終日は入札書受付締切時刻である午後４時。）。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法により入手できない入札参加者に対しては、発注者の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）で交付するので、上記⑴の担当部局へその旨申し出ること。受付期間は公告の日から平成24年６月12日までの土曜日、日曜日、休日を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで（最終日は入札受付締切時刻である午後４時。）。なお、他社が取得した入札説明書等を譲り受け、申請書及び資料を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第５条に基づき、入札の取り止め等を措置することがある。

⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法　上記⑵により、電子入札システムからダウンロードした又は発注者の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けた当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等に基づき申請書及び確認資料を作成すること。申請書及び確認資料は公告の日から平成24年４月26日までの土曜日、日曜日、休日を除く毎日、午前９時（ただし、公告の日は午前９時30分。）から午後５時（ただし、４月26日は午後４時。）までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記⑴に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出することもできる。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出することもできる。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成24年６月12日午後４時（必着）。（締め切り日時は、下記⑵、⑶共すべて同じ）

②　紙による持参の場合は、上記⑴へ持参すること。

③　郵送又は託送による提出先は、送付先上記⑴。

④　開札は、平成24年６月18日午前10時、東北地方整備局入札室にて行う。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　競争参加資格確認通知の日の翌日から入札書提出期限の日まで

〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　電話022―225―2171㈹　内線2526

持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。